

愛知県住宅供給公社の 賃貸住宅入居申込案内書

令和2年8月1日現在

愛知県住宅供給公社では、退去等によって隨時発生する空家（今後、発生が予想される空家を含む。）について先着順で入居申込受付を行っています。

常時受付住宅のご案内

- 各住宅の詳細については、愛知県住宅供給公社のホームページをご覧い
ただくか賃貸住宅課又は各住宅管理事務所等へお尋ねください。

お申込みからご入居まで

愛知県公社 検索 

お申込み 前に

- ①申込みされる住宅を一つ選んでください
空室状況は各受付窓口へお問い合わせください
- ②入居申込書に必要事項を記入してください
- ③必要書類を揃えてください

お申込み

受付場所は住宅の所在地区によって異なりますので、
ご希望の住宅の受付窓口へご持参ください
資格確認後、申込みを受け付けます

入居決定

入居申込者へ入居決定通知と契約書類等を郵送します
併せて入居説明会の開催通知も送られます

契約手続き・ 入居説明会

契約書類を作成し、家賃及び敷金等をお振込みいただいた後
賃貸住宅課又は住宅管理事務所等へ書類を持参していただきます
賃貸借契約を締結し、ご入居についての説明を行います

ご入居

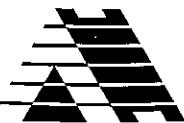
カギを受け取り、ご入居いただけます



信頼と安心の
愛知県住宅供給公社
<http://www.aichi-kousha.or.jp>

恵まれた環境、多彩なプラン

ここから始まる安心の暮らし



愛知県住宅供給公社について

愛知県住宅供給公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境良好な集団住宅及びその用に供する住宅を供給し、もって県民の生活安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に愛知県が設立した特別法人です。

ごあんない

愛知県住宅供給公社では、県内において多彩な賃貸住宅を管理供給しています。

単身向けからファミリー向けまで、機能的で充実した間取りがあるほか、シルバー世代が快適に暮らせる高齢者向けの賃貸住宅など、様々なプランをご用意しています。

ぜひ一度パンフレットをご覧いただき、あなたの希望を叶える素敵な住宅を見つけてください。

公社賃貸のメリット

メリット1 礼金が0円

ご入居時に必要な費用は、
敷金（通常月額家賃の3か月分、
定期借家は月額家賃の1か月分。）
だけです。

※借地借家法第38条の規定に基づく定期建物
賃貸借契約で契約する住宅で、定められた
契約期間の終了により賃貸借契約が終了する
契約の住宅です。

メリット2 仲介手数料が0円

仲介業者さんにあっせんいただいた場合でも、
公社では仲介手数料のお支払いは不要です。
メリット1と併せて、初期費用を抑えることが
できます。



メリット3 更新料が0円

更新料は不要で、安心して長く
お住まいいただけます。
ご契約は自動更新で面倒な手続きは
不要です。
(定期借家は更新がありません。)



メリット4 保証会社利用で 連帯保証人が不要

公社賃貸住宅の家賃等の債務を保証する
連帯保証人に代わって
保証会社がご入居の家賃等の債務を保証する
制度をご用意しております。

もくじ

■ 一般賃貸住宅について

申込資格・単身者の方のお申込みについて	2
高齢者(60歳以上の世帯または単身者)のお申込みについて・収入基準・申込方法・申込みに必要な書類	3
敷金・共益費・駐車場・ご了解事項	4
申込者及び合算者の収入を証明する書類	5

■ 高齢者向け優良賃貸住宅について

制度の概要・契約家賃・敷金等・申込資格	6~7
収入基準・申込方法・申込みに必要な書類・住戸別入居者負担額一覧表	7

■ 特定優良賃貸住宅について

制度の概要・契約家賃・家賃減額・敷金等・申込資格	8~9
申込方法・申込みに必要な書類	9
申込者及び合算者の収入を証明する書類	10
収入基準(収入基準早見表・所得月額の算出のしかた・収入計算で控除する金額)	11~13
様式書類	13

■ 申込書の作成方法

■ 入居決定について・契約時に必要な書類・資格の喪失について

■ 「公社の賃貸住宅ガイド」(募集中住宅を紹介したガイド)の配布場所

■ お問い合わせ及び受付場所・案内図

募集賃貸住宅の種類と概要

項目	一般賃貸住宅	高齢者向け優良賃貸住宅	特定優良賃貸住宅
概要	・公社が定める入居資格等の賃貸住宅です。	・国の制度による入居資格等の賃貸住宅です。	・国の制度による入居資格等の賃貸住宅です。
入居世帯、条件等	・基本的に世帯向けですが、別冊の「公社の賃貸住宅ガイド」に単身入居と記載された住宅には単身の方もお申込みできる部屋もあります。	・60歳以上であれば世帯、単身は問いません。	・ファミリー世帯向けです。
収入基準	3ページをご覧ください。	・収入基準はありません。	11~13ページをご覧ください。
同居者の収入	・収入合算は可能です。	—	・入居者全員の総所得金額が対象となります。
登録	・申込時に資格審査を行ったうえで登録します。	同 左	同 左
有効期間	・申込日から1年間有効です。	・申込日から1年間有効です。	・1年間有効ですが、6か月経過後に入居の順番がきた場合は、資格再審査を行い、その時点で収入基準等に適合しない場合は入居できません。

一般賃貸住宅について

申込資格

一般
賃貸

次の条件をすべて備えていることが必要です。

① 自ら居住するために住宅を必要とする方

なお、持家のある方は原則として申込みできません。(ただし、特別な理由のある場合は除く。)

② 申込者本人が日本国籍の成年者、または外国籍で中長期在留者及び特別永住者の成年者であり、住民票でそのことが確認できること。(成年者には20歳未満の既婚者を含みます。)

なお、外国籍で中長期在留者及び特別永住者の方は、同居予定者も含め「在留資格」「在留期間の満了の日」等を住民票で確認します。

③ 下記の同居予定親族がある方及び単身者

親子、配偶者、婚約者、兄弟姉妹(親族に扶養されている方同士の申込みはできません)、扶養関係のある親族

※単身者の方による申込みの場合は、下記の「単身者の方のお申込みについて」をご覧ください。

(1) 内縁関係にある方は、住民票に「未届(内縁)の妻(夫)」と記載されており、戸籍謄本でもほかに婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。

(2) 離婚調停中(裁判所の事件証明書等が必要)などの理由がない限り、夫婦を分割して申込むことはできません。

(3) 入居の際、申込書記載の家族全員が入居できない方は申込みできません。

(4) 申込後の同居親族の変更(出生、死亡の場合を除く。)は認めません。婚約者の変更があった場合は、申込みを無効とします。

④ 収入基準(3ページ)に該当していること。

⑤ 連帯保証人を1名たてられること。又は、公社指定の機関保証制度を利用できること。

(1) 連帯保証人は、原則として近親者で下記に該当する方。

・お申込みいただいた住居に同居されない方

・日本国内に居住する方

・日本国籍の方又は永住許可を受けている外国籍の方

(2) 機関保証制度

公社賃貸住宅の家賃等の債務を保証する連帯保証人に代わって、保証会社がご入居の家賃等の債務を保証する制度です。

なお、本制度の利用に関しては、保証会社所定の審査で承認されることが必要です。

また、利用にあたっては、初回保証料及び毎月事務手数料が必要となります。

⑥ 入居者全員が共同生活を円満に営むことができる

こと。

日常生活に必要最低限欠かせない日本語が理解できない方で構成された世帯によるお申込みは、お断りする場合がございます。

⑦ 申込みする方、又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

〈現在、当公社に入居中の方の申込み〉

現在、当公社の賃貸住宅に入居している方で、一定の条件を備えている方は当公社の他の賃貸住宅に申込みできます。(詳細は、賃貸住宅課又は各住宅管理事務所支所等へご相談ください。)

〈事業者の方の申込み〉

一部の住宅では、事業者(会社等でその使用する従業員が居住する住宅を必要とする事業者)にも貸付をしておりますので、詳細につきましては賃貸住宅課又は各住宅管理事務所支所等へご相談ください。

単身者の方のお申込みについて

一部の住宅は、単身でのお申込みができます。

賃貸住宅課又は各住宅管理事務所支所等へおたずねください。

〈単身者の方の申込資格〉

① 次の条件をすべて備えていることが必要です。

(1) 申込資格の①、②、④、⑤、⑥、⑦の条件をすべて備えていること。

(2) 20歳以上であること。

(3) 日常生活に常時の介護を必要としないこと。

② 次のいずれかに該当することが必要です。

(1) 配偶者がいない方。

(2) 戸籍上離婚していないが、申込時点で離婚手続き中である場合、その旨の証明書が提出できる方。

③ 単身赴任を理由に申込む方。

ア) 転勤に伴い単身赴任をしようとする方。この方は、転勤先の転勤証明書(辞令又は予定証明書を含む)が必要です。

イ) 転勤先が遠隔地のため、単身赴任に切り替えようとする方。

ウ) 現に単身赴任している方(公社賃貸住宅以外の住宅)が、今後公社賃貸住宅に転居して単身赴任しようとする方。

イとウの方は、勤務先の在勤証明書(勤務地を記載したもの)が必要です。

高齢者(60歳以上の世帯または単身者)のお申込みについて

世帯または単身者の申込資格の他に、収入基準を緩和した高齢者の申込資格を別途設けます。(サンコート砂田橋・サンコート八事の高齢者向け優良賃貸住宅を除く。)

〈高齢者の方の申込資格〉

- 1 入居者が高齢者(60歳以上)であること。
- 2 入居者が単身であるか、同居者が配偶者(内縁関係にある方、婚約者を含む。年齢制限なし。)若しくは高齢者(親族に限る。)であること。

- 3 入居者及び同居者が、入居時において自立した日常生活を営むことができる健康状態にある方又は自立した日常生活を営むことができる健康状態にある入居者又は同居者の支援により日常生活を営むことができる方。

注)内縁関係にある方は、住民票に「未届(内縁)の妻(夫)」と記載されており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。

- 4 連帯保証人の他に身元引受人を1人たてられること。
- 5 申込資格の 1、2、4、5、6、7 の条件をすべて備えていること。

収入基準

一定の収入があり、その収入が下記の区分による収入基準額以上の月収であること。ただし、申込者自身の月収[年間総収入(税込)×1/12=平均月収]が収入基準額に満たないときは、配偶者又は永続して同居する方の収入を合算できます。また、下記の貯蓄基準額以上ある場合、収入基準額の要件を満たさない場合も、それに代えることができます。

区分 基準	一般世帯または単身者の申込み	高齢者の申込み (60歳以上の世帯または単身者)
収入基準額	<ul style="list-style-type: none">• 収入月額が月額家賃の4倍以上であること。 年額家賃の4倍が330万円を超える場合は、年間総収入が330万円以上であること。 <p>〔<ul style="list-style-type: none">• 自営業者の方、所得を2か所以上から受けている方、又は、これに準ずる方は、市区町村長発行の所得証明書の所得額の1/12が、上記の月額以上であること。〕</p>	<ul style="list-style-type: none">• 家賃が60,000円未満の場合は、収入基準はありません。 家賃が60,000円以上の場合、収入月額が家賃の4倍以上であること。 年額家賃の4倍が330万円を超える場合は、年間総収入が330万円以上であること。
貯蓄基準額		<ul style="list-style-type: none">• 申込世帯の貯蓄額が月額家賃の100倍以上であること。 (申込者の貯蓄額は1/2以上必要)
収入と貯蓄の合算基準	<ul style="list-style-type: none">• 申込者本人の収入が収入基準額の1/2(165万円)以上、かつ貯蓄基準額(貯蓄額が月額家賃の100倍以上)の1/2以上を満たすこと。	

申込方法

- 1 別添の空家補充入居申込書に記入し(14・15ページ参照)、必要書類を添付のうえ賃貸住宅課又は各住宅管理事務所支所等へ提出してください。ただし、単身者の申込みの場合は必要書類を添付のうえ本人自身がご持参ください。

申込みに必要な書類

- 1 別添の空家補充入居申込書
- 2 収入を証明する書類(5ページを参照)
- 3 世帯主、続柄、筆頭者氏名等が記載された現在の同居家族全員の住民票(平成24年7月9日から外国人の方も住民票が発行されるようになりました。)
(注1)内縁関係にある方及び婚約者の方についても同様に提出してください。
(注2)住民票の写しを申請する際には、特別の申出がない場合には、世帯主の氏名及び世帯主との続柄の記載が省略されています。公社住宅への申込みには、親族関係の記載された住民票の写しが必要ですので申請の際には必ず「世帯主及び世帯主との続柄記載のもの」と申出ください。
(注3)外国人の方は「在留資格」「在留期間の満了の

日」等が確認できる住民票を提出してください。

- 4 次に該当する方は戸籍謄本が必要です。
 - ・父子世帯、母子世帯で申込みする方。
 - ・内縁関係で申込みする方。
 - ・別居中の親(子)世帯と同居する申込みの方。
 - ・兄弟姉妹で申込みする方。
 - ・単身で申込みする方。
- 5 婚約中の方は、婚約証明書(申込書の様式3)及び婚約入居の誓約書(申込書3ページ下段)を提出してください。
- 6 上記以外にも審査のため書類の提出をお願いする場合がありますので、指示に従って提出してください。
- 7 申込みに際し提出いただいた書類はお返しいたしませんので、ご了承ください。

敷 金

- 1 契約書記載の家賃の3か月分(定期建物賃貸借契約住宅は1か月分)を納めていただきます。
- 2 保証会社利用の場合、敷金の納付は不要です。

一般賃貸

共 益 費

家賃以外に、次のような使途のため共益費が必要です。
(サンコート八事・大曾根住宅・サンコート呼続を除く。)

共用施設の電気料金・電管球代・共用水栓の水道使用料・浄化槽維持管理費・エレベーター等の維持管理費・集会所の維持管理費・その他共同生活に際し必要と認められる管理及び敷地内清掃等の維持管理に要する費

- 3 敷金は、無利子とし退去後に返還いたします。
(ただし、未納家賃等がある場合は、差し引かせていただきます。)

用です。

なお、納付された共益費は各住宅の自治会等で管理運営されています。

また、共益費は改定することがありますので、ご了承ください。

駐 車 場

1 駐車場は、住宅によって設置状況及び利用状況が異なりますので、入居申込みの際にご確認ください。なお、入居決定後に使用申込みを行っていただきます。

2 駐車場のない住宅はもちろん有料駐車場のある住宅でも、駐車場以外での駐車は禁止されています。

なお、住宅の有料駐車場でも順番を待っている方が多数おられ、相当の期間、駐車場の使用ができない場合、住宅外で確保していただくことになりますのでご了承ください。

- 3 サンコート星ヶ丘の住宅内駐車場を利用できない方については隣接の「星が丘駐車場」(東山遊園(株)所有)を利用していただくことができます。

4 サンコート砂田橋3棟・サンコート八事の駐車場出入口には、リモコン操作によるチェーンゲートを設置しておりますが、リモコンの電池代及びリモコンを紛失した場合の費用は入居者負担となります。

- 5 駐車場使用料(消費税等を含む。)は、変更される場合がありますので、ご承知おきください。

ご 了 解 事 項

1 入居指定日から1か月以内に入居されない場合は、その資格を取消すことがあります。

ただし、婚約中の方は、入居指定日から1か月以内に少なくとも1人入居していただき、指定日から3か月以内に申込家族全員が入居していただきます。

2 申込後、住所・勤務先等を変更されたときは、直ちに申込みをされた賃貸住宅課又は各住宅管理事務所支所等へ連絡してください。

3 この募集は将来発生する空家に対するものも含みますから、すぐ入居できる住宅ばかりではありません。したがって、入居できる時期が不確定なため、婚約中で挙式が確定している方はご注意ください。

4 公社賃貸住宅では犬・猫等の動物を飼育することはできません。(ただし盲導犬等、特別な事情がある方は除きます。)

- 5 公社事業(建替・改善等)の施工に伴い、優先入居がありますので入居順位が変わる場合があります。

6 一部住宅は、浴室はありますが浴槽・風呂釜が設置されていません。

浴槽・風呂釜は、入居者の負担で設置していただく場合がありますのでご承知おきください。

- 7 住宅を退去されるときは、畳の表替え・襖の張り替え等公社が定めるものの修理及び取り替え、並びに退去する際の原状回復に要する費用は入居者の負担となっております。

8 公社賃貸住宅の家賃は、物価・近隣家賃その他の事情により見直されることがありますので、ご承知ください。

申込者及び合算者の収入を証明する書類

3ページの「申込みに必要な書類」のうち、収入を証明する書類は、次の表の区分により下記のとおり提出してください。
申込みする時期に該当する書類が複数に●印のついている場合は、そのうちいずれかを提出してください。また、○印のついている場合は●○印両方の書類を提出してください。

申込時期及び勤務状況等により提出していただく書類が違いますのでご注意ください。

《収入を証する書類区分表》

(注)主として●印の書類によって収入基準の審査をします。

申込者区分	収入を証明する書類	申込月	市区町村発行の所得証明書	前年分の源泉徴収票	給与支給証明書	月別明細書	確定申告書の控	年金改定通知書の写し	最近の年金振込通知書の写し	開業(転職)を証明する書類 (退職証明書・開業届の控等)
	現在の状況									
給与所得者	前年1月1日以前から引き続き勤務している方	1月~5月		●	●					
		6月~12月	●	●	●					
自営業者	前年1月2日以降に就職(転職)された方	1月~12月			●					
	前年1月1日以前から引き続き営業している方	1月~5月	○ (注)			●	●			
その他	前年1月2日以降に営業開始された方	1月~12月				●				○
	年金受給者	1月~12月						●		

(注)月別明細書(申込書裏面様式2)にて申込みされる方は、必要となります。

- 備考 ●所得証明書……市区町村の税務担当課において証明を受けてください。
 ●給与支給証明書……現在の勤務先で申込む月の前月から過去1年間分の支給証明を受けてください。在職(申込書裏面様式1)期間が1年未満の方は、就職した月から申込む月の前月までの支給証明を受けてください。
 ●月別明細書……申込む月の前月から過去1年間分の所得を記入してください。
 (申込書裏面様式2) 営業開始から1年未満の方は、開業した月から申込む月の前月までの所得を記入してください。
 ●確定申告書の控……前年の所得内容が記載されており、税務署の受理印があること。
 (注)在職(営業)期間が1年未満の方においては、就職(営業)した月の給与(所得)が1か月分に満たない場合は、その月は所得計算の対象になりません。

書類審査の結果、不明な点がある場合上記以外にも書類を提出していただきます。

また、申込内容を確認するため実態調査をすることがありますので、ご承知おきください。

《収入基準の計算対象とならないもの》

生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、母子年金、老齢福祉年金などの所得は、収入基準の計算対象とはなりません。

貯蓄額を証明する書類

貯蓄額は金融機関の預貯金及び国債等の有価証券です。

●必要書類

金融機関発行の預金残高証明(発行後7日以内のもの)又は名義の確認ができる通帳の写し

高齢者向け優良賃貸住宅について

制度の概要

「高齢者向け優良賃貸住宅」とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の方々のために良好な環境を備えた安全で安定した居住を確保するため国等から援助を受けて建設した賃貸住宅です。

契約家賃・家賃減額・敷金等

① 契約家賃

契約家賃は、当公社と入居者が締結する「賃貸借契約書」に記載される額になります。家賃は、物価や近隣家賃その他の事情により見直される場合がありますのでご承知おきください。

② 家賃減額(サンコートハ事のみ適用があります。)

家賃減額は、入居者の収入等(同居家族の収入を含む。)により毎年定めます。ただし、家賃減額は入居及び退去が月の途中である場合、その月の減額はありません。

(1) 減額の申請及び期間

家賃減額を受けるには、入居者は家賃減額申請を行わなければなりません。その際、収入の調査が併せて行われますので、課税(所得)証明書等の収入を証明する書類を家賃減額申請書に添付して提出していただきます。また、減額期間は最長1年間で認定されますので、入居後も毎年指定された期日までに減額申請を行う必要があります。申請されない場合は契約家賃になります。

(2) 減額の決定

入居者の申請と収入調査の結果に基づいて、愛知

県の承認を受けて家賃の減額を決定します。ただし、世帯の収入に変動があった場合は、減額される額が変更になることがあります。

(3) 入居者負担額

入居者が実際に負担する家賃減額後の金額です。

③ 敷金

敷金は、家賃の3か月分を納めていただきます。敷金は無利子とし退去後に返還いたします。(ただし、未納家賃等がある場合は、差し引かせていきます。)

④ 共益費

サンコート砂田橋の高齢者向け優良賃貸住宅は、一般の賃貸住宅と同様に共益費が必要です。また、物価の変動や収支状況により改定することがありますのでご承知おきください。

⑤ 緊急時対応及び安否確認サービス

24時間体制で、高齢者の方々の暮らしに安全と安心をもたらすため、当公社が指定する業者と「緊急時対応及び安否確認サービス」を利用していただくことができます。

申込資格

次の条件をすべて備えていることが必要です。

① 入居者及び同居者が次の条件を満たしていること。

- (1) 入居者が高齢者(60歳以上)であること。
- (2) 入居者が単身者であるか、同居者が配偶者(内縁関係にある方婚約者を含む。年齢制限なし。)若しくは高齢者(親族に限る。)であること。
- (3) 入居者及び同居者が、入居時において自立した日常生活を営むことができる健康状態にある方又は自立した日常生活を営むことができる健康状態にある入居者又は同居者の支援により日常生活を営むことができる方。
また、介護を要する場合は、居宅において介護を受けることができる方。

注)内縁関係にある方は、住民票に「未届(内縁)の妻(夫)」と記載されており、戸籍謄本でも、ほかに婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。

② 独立の生計を営み、確実な連帯保証人を1人たてられること。(原則として近親者です。)また連帯保証人の他に身元引受人を1人たてられること。

③ 健全な共同生活を円満に営むことができるこ

④ 外国人の方は、上記以外に次に掲げる要件を満たす方。

- (1) 在留資格を持って中長期間日本に在留する方。
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第22条第2項の規定により許可を受けて永住者としての在留資格を有する方、又は出入国管理及び難民認定法の一部を改定する法律(平成元年法律第79号)附則第2項の規定により永住者としての在留資格を有する方。
- (3) 日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する特別永住者又は第

4条若しくは第5条の規定により特別永住者として許可された方。

(4) 日本国籍を有する連帯保証人をたてることができる方。

収入基準

5 申込みする方、又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

申込方法

高齢者向け優良賃貸住宅には収入基準はありません。

一般賃貸住宅と同じです。3ページを参照してください。

申込みに必要な書類

1 別添の空家補充入居申込書

2 世帯全員の住民票

- ・世帯主、続柄、筆頭者氏名等が記載されたもの。
- ・内縁関係にある方及び婚約者の方についても同様に提出してください。
- ・外国人の方は「在留資格」「在留期間の満了の日」等が確認できる住民票を提出してください。

3 次に該当する方は戸籍謄本

- ・両親が死亡し兄弟姉妹で申込みする方。
- ・父子・母子世帯で申込みする方。
- ・内縁関係で申込みする方。
- ・別居中の親(子)世帯と同居する申込みをする方。
- ・単身で申込みする方。

4 婚約中の方は次の書類

・婚約証明書(申込書の様式3)

・婚約入居の誓約書(申込書3ページ下段)

5 収入を証明する書類(サンコート八事を申込みされる方は10ページを参照してください。)

特定優良賃貸住宅と同様、年金受給者は、最近の年金払込通知書の写し等が必要です。

6 単身赴任を理由に申込みされる方

- ・転勤により単身赴任をしようとする方は、勤務先の転勤証明書(辞令又は予定証明書を含む。)
- ・遠距離通勤の方は、勤務先の在勤証明書(勤務地を記載したもの。)

※上記以外にも審査のため書類をお願いすることができます。

7 申込みに際し提出いただいた書類はお返しいたしませんので、ご了承ください。

住戸別入居者負担額一覧表

所得月額(12ページ参照)により、
入居者負担額(減額後の家賃)が決定します。

サンコート八事 1棟

入居者負担額	間取り	契約家賃	所得月額				
			123,000円以下	123,000円を超え、153,000円以下	153,000円を超え、178,000円以下	178,000円を超え、200,000円以下	200,000円を超える
	1LDK	83,900～85,600円	60,200円	67,600円	74,100円	79,100円	契約家賃
	2DK	90,800～92,700円	66,400円	74,600円	81,700円	87,300円	契約家賃

サンコート八事 2棟

入居者負担額	間取り [部屋番号]	契約家賃	所得月額				
			123,000円以下	123,000円を超え、153,000円以下	153,000円を超え、178,000円以下	178,000円を超え、200,000円以下	200,000円を超える
	1LDK	85,400～87,100円	61,700円	69,200円	75,800円	81,000円	契約家賃
	2DK	96,800～101,000円	72,600円	81,500円	89,300円	95,400円	契約家賃
	2LDK [104-204-304]	102,000～104,000円	77,100円	86,600円	94,900円	101,400円	契約家賃
	2LDK [103-203-303]	102,000～104,000円	77,800円	87,400円	95,700円	102,000～102,200円	契約家賃

※家賃減額を受ける場合、毎年申請手続きが必要となります。(申請手続きを行わない場合は、契約家賃になります。)

特定優良賃貸住宅について

制度の概要

「特定優良賃貸住宅」とは、当公社が所有する住宅又は民間の土地所有者が住宅金融支援機構の融資及び国と愛知県又は名古屋市の補助を受けて建設した住宅を、法律に基づいて、愛知県住宅供給公社が長期間(原則として20年間)管理(民間所有住宅の場合は借り上げ

及び管理受託)することにより、中堅所得者層を対象に、公共賃貸住宅として活用する制度です。

収入が一定の範囲内で、かつ自ら居住するための住宅を必要としている方に家賃の一部を一定期間減額することにより入居者の負担を軽減するものです。

契約家賃・家賃減額・敷金等

1 契約家賃

契約家賃は、当公社と入居者が締結する「賃貸借契約書」に記載される額になります。入居後、物価や近隣家賃その他の事情により概ね2~3年ごとに見直され、変動が生じる場合がありますのでご承知ください。

2 家賃減額(サンーコート鳴海が対象です)

小学校就学の始期に達するまでの子が同居し、所得月額が268,000円以下の方は家賃が減額される場合があります。ただし、家賃減額は入居及び退去が月の途中である場合、その月の減額はありません。

(1) 減額の申請及び期間

家賃減額を受けるには、入居者は家賃減額申請を行わなければなりません。その際、収入の調査が併せて行われますので、課税(所得)証明書等の収入を証明する書類を家賃減額申請書に添付して提出していただきます。また、減額期間は最長1年間で認定されますので、入居後も毎年指定された期日までに減額申請を行う必要があります。申請されない場合は契約家賃になります。

(2) 減額の決定

入居者の申請と収入調査の結果に基づいて、名古屋市の承認を受けて家賃の減額を決定します。ただし、世帯の収入が基準額を上回った場合は、減額されません。

3 敷金

敷金は契約家賃月額の3か月分を納めています。敷金は無利子とし、退去後に返還いたします。(敷金には補助はありません。)

4 共益費

共用施設の電気料、電管球代、共用水栓の水道使用料、浄化槽維持管理費、その他共同生活に際し必要と認められる管理及び敷地内清掃等の維持管理に要する費用です。共益費は、自治会で管理運営していただきます。なお、物価の変動、人件費の高騰又は収支状況により共益費を改定する事がありますのでご了承ください。

5 駐車場について

駐車場は、住宅一戸につき一台確保されています。

申込資格

次の条件をすべて備えていることが必要です。

1 自ら居住するための住宅を必要としていること。

なお、持家のある方は原則として申込みできません。(ただし、特別な理由のある場合は除く。)

2 現に同居し、又は同居しようとする親族(内縁関係にある者及び婚約者を含む。)があること。

(1) 親族とは、民法上の親族を意味します。

(2) 内縁関係にある方は、住民票に「未届(内縁)の妻(夫)」と記載されており、戸籍謄本でも、ほかに婚姻関係がないことを確認できる場合は申し込みできます。

(3) 離婚調停中(裁判所の証明が必要)などの理由がない限り、夫婦を分割して申し込むことはできません。

(4) 不自然に家族を分割する場合や、寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申し込みできません。

(5) 入居指定日から1か月以内に申込書記載の家族全員(別居扶養者を除く。)が入居できる方でないと申し込みできません。

婚約により申し込みされた方は、入居指定日から1か月以内に申込者のうち1名は必ず入居し、婚約者の方は、3か月以内に配偶者として入居できる方に限ります。

婚約の方が入居指定日から3か月以内に入居はしても、入籍されない場合の入居後の住民票は、(2)のように届出ていただきます。(単に、「同居人」等とはしないでください。)

なお、その期間内に入居されない場合は、その資格を取り消す場合があります。

3 入居される家族の合計収入(世帯収入)が「収入基準」(11~13ページ)の範囲内であること。

注1) 申込日現在での申込家族全員の収入金額が収入基準の計算対象になります。

注2)婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申し込みはできません。

- 4 独立の生計を営み、申込本人と同程度以上の収入がある確実な連帯保証人を1人立てられる方。
(原則として近親者です。)
- 5 健全な共同生活を円満に営むことができる方。
- 6 友人等の寄り合い世帯でないこと。
- 7 契約家賃の3か月分に相当する敷金を公社が指定する期日に納入できる方。
- 8 外国人の方は、次に掲げる要件を満たす方。
 - (1) 在留資格を持って中長期間日本に在留する方。
 - (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第22条第2項の規定による許可を受けて永住者としての在留資格を有する方、又は出入国管理及び難民認定法の一部を改定する法

律(平成元年法律第79号)附則第2項の規定により永住者としての残留資格を有する方。

- (3) 日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する特別永住者又は第4条若しくは第5条の規定により特別永住者として許可された方。
- (4) 同居親族に外国人がいる場合には、その親族についても、上記(1)、(2)、又は(3)の要件を満たす方。
- (5) 日本国籍を有する連帯保証人をたてることができる方。
- 9 申込みする方、又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

申込方法

一般賃貸住宅と同じです。3ページを参照してください。

申込みに必要な書類

1 別添の空家補充入居申込書

2 収入を証明する書類

一般賃貸住宅と異なります。

10ページの区分表により該当する書類をすべて各1部提出してください。

- 無職の場合も、課税(非課税)証明書を添付してください。
- 婚約者の方で、現在収入のある方でも、入居指定日までに退職することを条件に申込みをされる方は、退職予定証明書(13ページ参照)を提出してください。退職予定証明書があれば、課税(所得)証明書は不要です。なお、この場合、退職された後に退職証明書を必ず提出していただくことになります。
- 婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とした申込みはできません。
- 給与支給証明書又は月別明細書を提出される方は、退職証明書等を提出してください。

3 扶養又は無職を証明する書類

申込み家族のうち、収入のない方については、無職の証明又は扶養されていることを証明する書類が必要です。

- 最近退職された方は、離職票の写し又は退職証明書を提出してください。
- 収入のある方の扶養になっている方は、市区町村の税務担当課で発行される扶養証明書又は非課税証明若しくは健康保険証(国民健康保険証を除く)の写し等を提出してください。
- 同居親族以外に扶養親族のある方は、扶養を証明する書類が必要となります。

4 世帯全員の住民票

世帯主、続柄、筆頭者氏名が記載された、現在の同居家族全員のものを提出してください。

- 婚約中の方や、内縁関係にある方についても同様に提出してください。
- 外国人の方は「在留資格」「在留期間の満了の日」等が確認できる住民票を提出してください。

5 婚約中の方は下記の書類

- 婚約証明書(申込書の様式3)
- 婚約入居の誓約書(申込書3ページ下段)

6 次に該当する方は戸籍謄本

- 両親が死亡し、兄弟姉妹で申込みする方。
- 父子世帯・母子世帯で申込みする方。
- 内縁関係で申込みする方。
- 別居中の親(子)世帯と同居する申込みの方。

7 その他

- 心身障害者の方が入居予定者及び別居扶養者の中にいる場合は、障害を証する手帳等の写し。
- 別居中の親(子)世帯と同居する申込みの方は、同居入居の誓約書(13ページ参照)
- 空家待ちの申込みなどで、受付登録後、6か月経過しても入居が決定しなかった場合には、入居決定時に再度住民票、所得及び扶養を証する書類等を提出していただき、資格再審査を行います。その結果、その時点で収入基準等に適合しない場合は、申し訳ありませんが、入居できませんのであらかじめご承知おきください。
- 上記以外にも審査のため書類の提出をお願いすることがあります。
- 申込みに際し提出いただいた書類はお返しいたしませんので、ご了承ください。

申込者及び合算者の収入を証明する書類

9ページの「申込みに必要な書類」のうち、収入を証明する書類は、次の表の区分により●○印の書類をすべて1部提出してください。

申込み時期及び勤務状況等により提出していただく書類が違いますのでご注意ください。

《収入を証する書類区分表》

(注)主として●印の書類によって収入基準の審査をします。

申込者区分	収入を証明する書類	申込月	市課税(町所村得)発行の書類	源泉徴収票	給与支給証明書	確定申告書の控え	月別明細書	最近の年金振込通知書の写し	扶養を証明する書類	就退卒業(転職)を証する書類の写し	開業届の控え
	現在の状況										
給与所得者	前年1月1日以前から引き続き勤務している方	1月~5月 6月~12月	○ ●	●							
	前年1月2日以降に就職(転職)し申込時まで1年以上経過している方	1月~12月	○		●				○		
	前年1月2日以降に就職(転職)し申込時までの就職月数が1年未満の方	1月~12月	○		●				○		
	最近まで主たる収入者の扶養家族になつており、最近就職した方	1月~12月			●				○		
自営業者	前年1月1日以前から引き続き営業している方	1月~3月 4月~5月 6月~12月	○ ○ ●		(●) ●	●					
	前年1月2日以降に営業開始し申込時までに1年以上経過している方	1月~12月	○				●		○	○	
	前年1月2日以降に営業開始し申込時までの営業日数が1年未満の方	1月~12月	○				●		○	○	
	最近まで主たる収入者の扶養家族になつており、最近営業を始めた方	1月~12月					●		○		○
その他	年金受給者	1月~12月	○					●			

備考 ●課税(所得)証明書……市区町村の税務担当課で市民税等に係る所得及び扶養控除の金額等が記載された証明を受けてください。

●扶養証明書……市区町村の税務担当課で証明を受けてください。

●給与支給証明書……1年以上勤務の方……現在の勤務先で申込む月の前月から過去1年間
(申込書裏面様式1) ※1年未満の方……現在の勤務先で申込む月の前月から就職した月まで

●月別明細書……営業開始後1年以上の方……申込む月の前月から過去1年間
(申込書裏面様式2) ※営業開始後1年未満の方……申込む月の前月から営業開始した月まで

(注)※の方においては、就職(営業)した月の給与(所得)が1か月分に満たない場合は、その月は所得計算の対象になりません。

書類審査の結果、不明な点がある場合上記以外にも書類を提出していただきます。

また、申込内容を確認するため実態調査をすることがありますので、ご承知おきください。

《収入基準の計算対象とならないもの》

生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、母子年金、老齢福祉年金などの課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。



申込資格の収入基準は「所得月額」(次ページ参照)153,000円以上601,000円以下です。ただし、申込世帯の中で収入のある方が1人で、その収入が給与所得又は事業所得等であり、特別控除(13ページ参照)に該当する方がいない場合は、「所得月額」の計算をすることなく、下記の収入基準早見表により申込資格の有無が判断できます。

《表1 年間総収入金額でみる収入基準早見表(給与所得者の場合)》

給与所得者が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。(153,000円以上200,000円未満は0区分です。)

源泉徴収票の「支払金額」欄の金額をあてはめます。(公的年金を受給されている方を除く。)

年間総収入金額は除金額	同居・扶養親族 所得月額		1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)	6人 (7人家族)
	0	153,000円以上	最低	3,424,000円	3,920,000円	4,396,000円	4,872,000円	5,348,000円
	I	238,000円以下	最高	4,723,999円	5,195,999円	5,671,999円	6,147,999円	6,617,778円
	①	238,000円を超える場合	最低	4,724,000円	5,196,000円	5,672,000円	6,148,000円	6,617,779円
	I	268,000円以下	最高	5,171,999円	5,647,999円	6,123,999円	6,595,999円	7,017,778円
	②	268,000円を超える場合	最低	5,172,000円	5,648,000円	6,124,000円	6,596,000円	7,017,779円
	I	322,000円以下	最高	5,983,999円	6,455,999円	6,893,334円	7,315,556円	7,737,778円
	③	322,000円を超える場合	最低	5,984,000円	6,456,000円	6,893,335円	7,315,557円	7,737,779円
	II	445,000円以下	最高	7,688,889円	8,111,112円	8,533,334円	8,955,556円	9,377,778円
	III	445,000円を超える場合	最低	7,688,890円	8,111,113円	8,533,335円	8,955,557円	9,377,779円
		601,000円以下	最高	9,768,889円	10,181,053円	10,581,053円	10,981,053円	11,381,053円
								11,781,053円

特 優 賃

《表2 年間総所得金額でみる収入基準早見表(自営業者等の場合)》

事業所得者の方が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。(153,000円以上200,000円未満は0区分です。)

年間総所得金額	同居・扶養親族 所得月額		1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)	6人 (7人家族)
	0	153,000円以上	最低	2,216,000円	2,596,000円	2,976,000円	3,356,000円	3,736,000円
	I	238,000円以下	最高	3,236,000円	3,616,000円	3,996,000円	4,376,000円	4,756,000円
	①	238,000円を超える場合	最低	3,236,001円	3,616,001円	3,996,001円	4,376,001円	4,756,001円
	I	268,000円以下	最高	3,596,000円	3,976,000円	4,356,000円	4,736,000円	5,116,000円
	②	268,000円を超える場合	最低	3,596,001円	3,976,001円	4,356,001円	4,736,001円	5,116,001円
	I	322,000円以下	最高	4,244,000円	4,624,000円	5,004,000円	5,384,000円	5,764,000円
	③	322,000円を超える場合	最低	4,244,001円	4,624,001円	5,004,001円	5,384,001円	5,764,001円
	II	445,000円以下	最高	5,720,000円	6,100,000円	6,480,000円	6,860,000円	7,240,000円
	III	445,000円を超える場合	最低	5,720,001円	6,100,001円	6,480,001円	6,860,001円	7,240,001円
		601,000円以下	最高	7,592,000円	7,972,000円	8,352,000円	8,732,000円	9,112,000円
								9,492,000円

(注)表1、表2の「同居・扶養親族」の人数は申込者本人を含みません。

例えば、4人世帯でほかに扶養親族がない場合は、同居・扶養親族3人の欄を見てください。

なお、前年1月2日以降に就職、転職又は、新しく事業を始められた方、年金を受給されている方、障害者の方がおられるなどで特別控除をする必要がある方、家族の中に2人以上収入がある方などは、この表とは異なりますので12・13ページを参照してください。

ことばの説明

年間総収入金額……給与又は年金等による1年間の税込みの収入(源泉徴収票での「支払金額」)のことです。

年間総所得金額……給与所得者の方は年間総収入金額から表3の方法により算出した1年間の所得金額

(源泉徴収票での「給与所得控除後の金額」)のことを、自営業者の方は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差引いた後の金額のことです。

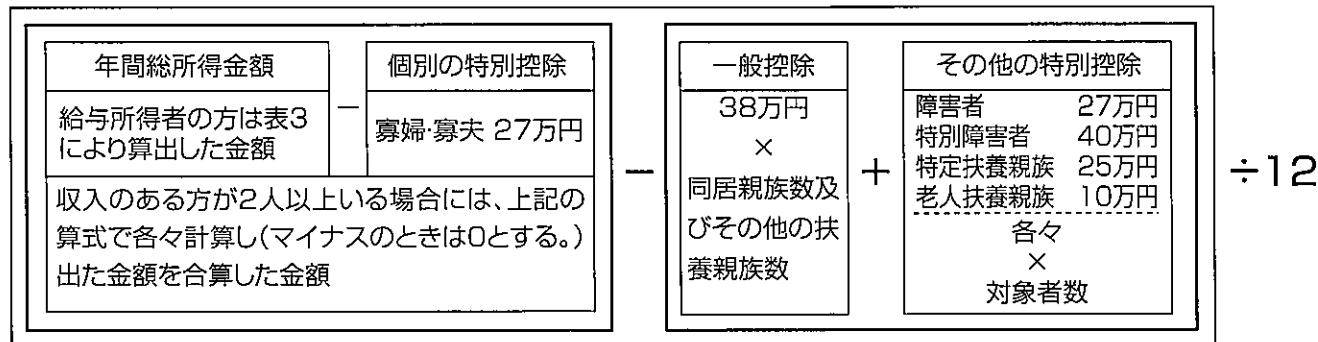
《所得月額の算出のしかた》

入居資格の有無を判定する根拠である「所得月額」とは、国の定めたきまりに基づいて算出したものです。一般に言われる“月々いくら”とか“手取り”などとは異なります。

以下の計算の順序にしたがってあなたの世帯の「所得月額」を算出してください。

- (1)入居家族全員の年間総所得金額を対象とします。
- (2)前年1月2日以降に転職等をされた方で、収入等の証明の期間が1年末満の方は、1年間に換算します。
- (3)各々の年間総所得金額から個別の特別控除額を控除し、合算します。
- (4)合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、12で除し所得月額を算出します。

《算式》



計算した所得月額によって申込資格は次のとおりです。

所得月額	601,000円を超える	申込資格はありません。
	153,000円以上601,000円以下	募集住宅の申込みができます。
	153,000円未満	申込資格はありません。

《表3 年間総所得金額の算出のしかた》

(給与所得者等の場合)

※小数点以下は切り捨てる。

年間総収入金額	年間総所得金額	年間総収入金額	年間総所得金額
1円～650,999円	0円	1,628,000円～ 1,803,999円	(注) AX0.6
651,000円～1,618,999円	総収入金額-650,000円	1,804,000円～ 3,603,999円	(注) AX0.7～180,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	3,604,000円～ 6,599,999円	(注) AX0.8～540,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	6,600,000円～ 9,999,999円	総収入金額×0.9～1,200,000円※
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	10,000,000円～15,000,000円	総収入金額×0.95～1,700,000円※
1,624,000円～1,627,999円	974,000円		

(注) Aの計算は、 $\frac{\text{年間総収入金額}}{4,000} = \boxed{\quad} (\text{小数点以下を}) \rightarrow \boxed{\quad} \times 4,000 = A$

(例) $\frac{2,671,666\text{円}(年間総収入金額)}{4,000} = 667.9165 \rightarrow 667 \times 4,000 = 2,668,000(A)$

→切り捨てる。

(公的年金の場合)

65歳未満の方		65歳以上の方	
年間総収入金額	年間総所得金額	年間総収入金額	年間総所得金額
130万円未満	公的年金総収入-70万円	330万円未満	公的年金総収入-120万円
130万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75-37万5千円	330万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75-37万5千円
410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85-78万5千円	410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85-78万5千円
770万円以上	公的年金総収入×0.95-155万5千円	770万円以上	公的年金総収入×0.95-155万5千円

(注) 遺族年金、障害年金などの課税されない所得は収入基準の計算対象とはなりません。

《収入計算で控除する金額》

年間総所得金額から法定の額を控除します。

区分	控除項目	控除対象者	控除額
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方。	1人につき38万円
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方。(仕送りをしているだけでは扶養親族にならない場合があります。)	
個別の特別控除	寡婦控除	・夫と死別し又は離婚したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で扶養親族のある方。 ・夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で合計所得が500万円以下の方。	その人の所得から 27万円
	寡夫控除	妻と死別し又は離婚したのち婚姻していないか、妻の生死が不明の方で子供を扶養し合計所得が500万円以下の方。	
その他の特別控除	障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方。	1人につき27万円
	特別障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方。	1人につき40万円
	特定扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方。	1人につき25万円
	老人扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方。	1人につき10万円

(注1)婚約者の方は同居親族に含まれますが、胎児は含みません。 (注2)年齢は申込書受付日現在の満年齢とします。

特
優
質

様式書類

該当する方は、任意の用紙で下記の書類を作成し、申込み時に提出してください。

婚約で退職予定の方

退職予定証明書	
1. 住所	2. 氏名
3. 生年月日	4. 採用年月日
5. 健康保険証の記号・番号	
上記の者は、令和 年 月 日付で、当社を退職する予定であることを証明します。	
令和 年 月 日	
賃貸人様	会社印
勤務先所在地 名称及び 代表者職氏名 電話番号	代表者印

1. 婚約者の方で現在収入があり、契約上の入居日までに退職することを条件に申込みされる方は、上記の退職予定証明書を提出してください。
2. 婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

別居している他の親族と同居する申込みの方

誓約書		
下記の親族については、現在申込者とは別居しておりますが、住宅に入居の際には申込者の入居と同時に入居を希望しております。		
1. 契約上の入居日から、1か月以内に申込家族全員が入居します。		
2. 期間内に申込家族全員が入居できなくなつた場合は入居申込みを辞退します。 なお、既に入居している場合には、その住宅を明け渡します。		
以上、誓約いたします。		
賃貸人様	令和 年 月 日	申込者氏名
同居予定家族		
氏名	申込者との続柄	同居の理由

申込書の作成方法

(記入例) 申込書等は公社ホームページからもダウンロードできます。

※印欄は記入しないでください。		(入居指定日: 年月日)		受付者 確認者		
一般	賃貸貸 高齢貸	空家補充入居申込書				
		年月日				
愛知県住宅供給公社理事長 殿						
貴住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と違ふとき、その他入居者資格を欠くとき、又は、申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6項に規定する暴力団員であるときは、申し込みを無効とされても異議ないことを誓約いたします。						
希望申込番号		希望申込月日		申込者氏名(直筆)		
				フリガナ アイチタロウ		
愛知太郎						
入居申込住宅名		大曾根	該当番号			
申込者の現在の住所		〒000-000 名古屋市中区三の丸 3-1-2	電話 (052) 111-1111 (052) 222-2222			
申込者の勤務先		名称及び部署 愛知県住宅供給公社	所在地 名古屋市中区丸の内 3-19-30 管理課 電話(052) 954-1356			
同居 しよう とする 親族	姓 本人	氏名	生年月日	年齢	職業	携帯電話
	妻	愛知花子	SO-O-O	○	会社員	(090) 333-3333
	子	愛知一郎	HO-O-O	○	学生	()
						-
						()
						-
						()
※備考						
※ルームシェア等親族でない者の同居は婚約申込以外認められません						

- 申込者氏名を記入してください。
- 希望する住宅名を記入してください。
- 申込者の住所、勤務先を記入してください。
- 入居する家族全員の氏名・生年月日を記入してください。

次の者は、当所に勤務し、次のとおり給与等を支給したことを証明します。								
年月日								
給与支給者 所在地 名前及び 代表者名印								
様式1		氏名		採用年月日		年月日		
申込年月から過去1年間の給与に關する記載の金額								
所得 者	支給年月	・	・	・	・	・	・	扶養人数
	給与	円	円	円	円	円	円	人
	賞与等	円	円	円	円	円	円	
	支給年月	・	・	・	・	・	・	給与額
所得 者	給与	円	円	円	円	円	円	円
	賞与等	円	円	円	円	円	円	
	支給年月	・	・	・	・	・	・	給与額
	給与	円	円	円	円	円	円	円
私の両親は下記のとおり住んでいません。				必要経費内訳(日用品費)				
年月日				内				
様式2		氏名		印		内		
事業開始年月日		年月日				内		
収入年月		・	・	・	・	・	・	扶養人数
所得 者	総収入額	円	円	円	円	円	円	人
	必要経費	円	円	円	円	円	円	
	総費用額	円	円	円	円	円	円	
	収入年月	・	・	・	・	・	・	給与額
所得 者	総収入額	円	円	円	円	円	円	円
	必要経費	円	円	円	円	円	円	
	総費用額	円	円	円	円	円	円	
	所得額	円	円	円	円	円	円	円
※備考								

○【給与の証明】(所得の明細)

5ページ及び10ページ下段
備考の給与支給証明書及び
月別明細書を参照してください。

※様式1・2については、前年1月2日から
現在までに新たに就職されたり自営を
開始された方、また、転職された方が
対象となります。

様式 3	<p>申込者住所 氏名 年月日生 婚約者住所 氏名 年月日生</p> <p>上記の両者は婚約中であり、 年月 日(入居)予定であるが、結婚後、自ら居住するための住宅を必要とすることを証明します。</p> <p>仲人 () 住所 姓氏 氏名 印</p> <p>男の親 () 住所 姓氏 氏名 印</p> <p>女の親 () 住所 姓氏 氏名 印</p>
<p>誓 约 書</p> <p>入居を指定された日から1ヶ月以内に申込家族のうち1名は必ず入居し、契約上の入居日から3ヶ月以内には申込家族全員が入居します。また、期間中に入居できなくなった場合及び解消となった場合は、入居申込を辞退します。 なお、既に入居している場合には、その住名を明け渡します。</p> <p>以上、誓約いたします。 年月日</p> <p>愛知県住宅供給公社理事長 殿</p> <p>申込者氏名 印 婚約者氏名 印</p>	

○婚約申込みの場合は、必ず記入してください。

3

サ イ フ ア ク ブ 申 込 書	<p>*添付書類等 (全員) (必要な方のみ)</p> <p>省略のない世帯全員の住民票 収入を証明する書類 <input type="checkbox"/> 減免徴収書等 <input type="checkbox"/> 年金の改定通知等</p> <p>印鑑原本 様式1又は2 印鑑及び賃約書 その他()</p> <p>駐車場について <input type="checkbox"/> 希望する (/ 円) <input type="checkbox"/> 希望しない (自治会運営駐車場あり/なし)</p> <p><input type="checkbox"/> 保証会社を利用する <input type="checkbox"/> 連帯保証人をたてる 氏名: 動員先: 住所: (所在地) 職業: 月日: (役目、連帯保証人の印鑑登録証明書が必要となります)</p> <p>※家賃額 共同取り ※宿泊設備</p> <p>住宅の状況 <input type="checkbox"/> 賃家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他() 由賃理由 <input type="checkbox"/> 狹い <input type="checkbox"/> 他の世帯と同居 <input type="checkbox"/> 家賃が高い <input type="checkbox"/> 立退き要求 <input type="checkbox"/> 遠距離通勤 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>個別ライフアップ申込書 年月日 愛知県住宅供給公社理事長 殿 現住所 氏名 (住宅名) 標 月室の入居申し込みにあたり、貴公社での沿線・風呂釜・小型湯沸し器の設置を申し込みます。 なお、設置に伴う月額家賃が5,000円高くなることについて同意します。</p> <p>①お部屋を探すときに何を見て調べましたか。 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅情報サイト() <input type="checkbox"/> お近くの賃貸仲介業者() <input type="checkbox"/> 紙面による() <input type="checkbox"/> その他() ②公社の住宅を知った経緒はどのようなものですか。 <input type="checkbox"/> 公社のホームページをご覧いただいたことがありますか。 <input type="checkbox"/> いい・いいえ(ご感想:)</p>
---	---

○駐車場のある住宅へ申込みの場合も利用希望について☑してください。

○住宅保証について該当項目に☑してください。
また、連帯保証人をたてる場合は、保証人の氏名等を記入して下さい。

○現在の住宅状況について該当する事項に☑してください。

○該当住宅でライフアップを希望する場合に記入してください。

○アンケートにご記入ください。

4

入居決定について

一般賃貸

高優質
特優質

- ① 入居可能な空家がある住宅にお申込みの場合、資格審査のうえ入居決定されます。
- ② 入居可能な空家がない住宅にお申込みの場合、資格審査のうえ入居順位を登録し、空家の発生ごとにその登録順位で入居決定されます。
- ③ 入居される住宅が決定すると、入居指定日の2週間ほど前に文書により「入居説明会」の開催日時を連絡いたしますので、必ず申込者本人又は同居するご家族の方がご出席ください。
- ④ 入居説明会通知には、家賃及び敷金の納付書、賃貸借契約書等の書類が同封されておりますので、指定された期日までに家賃等を納付し賃貸借契約書等の作成をしてください。

契約時に必要な書類

- ① 連帯保証人の印鑑証明書(保証会社利用の場合は除く。)
- ② 誓約書(必要な方には公社からお渡しします。)
- ③ その他公社が指定する書類

資格の喪失について

- ① 次の方は受付又は入居決定後であっても入居の資格を失います。
 - ・受付後において、資格その他重要な点に不備があり申込資格がないことが判明した方。
 - ・受付後において、虚偽の申込が判明した方。
 - ・また、入居後に判明した場合は、退去していただきます。
 - ・指定された期日までに、家賃及び敷金の納付及び賃貸借契約書の作成をされなかった方。
 - ・婚約解消になった方。
 - ・特定優良賃貸住宅への空家待ちの入居申込で、入居申込書を受理した日から6か月を経過しても入居する住宅が決まらなかつた方で、入居決定時の再審査で収入基準等に不適合となつた方。

!**犬・猫は持ち込まないで**

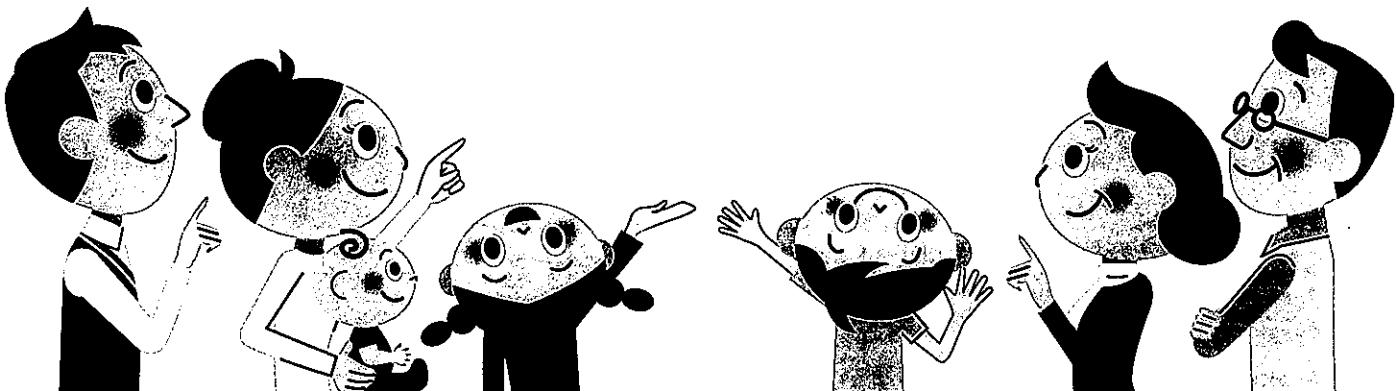
公社賃貸住宅等では、犬・猫などペットを飼育することは固くお断りしております。
申込みに際しては、その点を十分ご留意ください。
(盲導犬等、特別な事情がある方は除きます。)

▼「公社の賃貸住宅ガイド」(募集中住宅を紹介したガイド)の配布場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
愛知県建築局公共建築部 公営住宅課県営住宅管理室	名古屋市中区三の丸三丁目1-2	(052)961-2111(代表)
瀬戸市役所 生活安全課	瀬戸市追分町64番地の1	(0561)88-2660
春日井市役所 住宅施設課	春日井市鳥居松町5-44	(0568)85-6294
小牧市役所 建築課	小牧市堀の内3-1	(0568)76-1142
高浜市役所 都市計画グループ	高浜市青木町四丁目1番地2	(0566)52-1111(代表)
清須市役所 市民課	清須市須ヶ口1238	(052)400-2911(代表)
田原市役所 建築課	田原市田原町南番場30-1	(0531)23-3527
豊川市役所 小坂井支所	豊川市宿町光道寺35	(0533)78-2113
豊山町役場 建設課	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260	(0568)28-0001(代表)
蟹江町役場 まちづくり推進課	海部郡蟹江町学戸三丁目1	(0567)95-1111(代表)
愛知県県民相談・情報センター	名古屋市中区三の丸2-3-2(県自治センター1階)	(052)962-5100
海部県民センター	津島市西柳原町1-14(県海部総合庁舎1階)	(0567)24-2500(代表)
知多県民センター	半田市出口町1-36(県知多総合庁舎1階)	(0569)23-3900
西三河県民相談室	岡崎市明大寺本町1-4(県西三河総合庁舎1階)	(0564)27-0800
新城設楽振興事務所広報コーナー	新城市字石名号20-1(県新城設楽総合庁舎1階)	(0536)23-8700
東三河県民相談室	豊橋市八町通5-4(県東三河県庁1階)	(0532)52-7337
サンコート砂田橋住宅業務所	名古屋市東区砂田橋一丁目1番	(052)721-8407
菱野住宅業務所	瀬戸市菱野台一丁目2-201	(0561)21-6220
名古屋市内各区役所		

※下記の場所では土曜日・日曜日・祝日も配布しております。

住まいの窓口(栄地下街)	名古屋市中区栄三丁目5-12先	(052)259-2672
	業務時間	毎週木曜日、第2・第4水曜日を除く午前10時～午後7時



お問い合わせ及び受付場所・案内図

受付場所は住宅の所在地区によって異なりますので、お間違いないようにお申し込みください。
お問い合わせの際は、電話番号をご確認の上おかけくださるようお願いいたします。

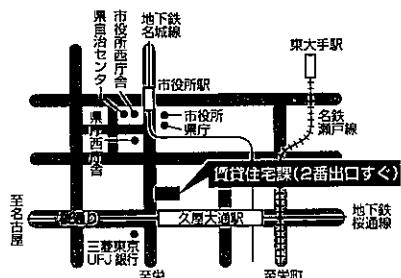
※公共交通機関をご利用になり、自動車でのご来所はご遠慮ください。

名古屋・尾張地区の住宅

賃貸住宅課 公社住宅グループ
(県住宅供給公社4階)

〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目 19-30
(地下鉄久屋大通駅2番出口徒歩約1分)

☎(052) 954-1356



※配布のみしております。

名古屋尾張住宅管理事務所
一宮支所 (県一宮建設事務所1階)

〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4
(名鉄今伊勢駅下車徒歩約10分)

☎(0586) 28-5411

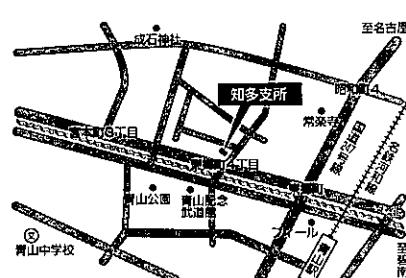


※配布のみしております。

名古屋尾張住宅管理事務所
知多支所 (セントラルビル5階)

〒475-0925 半田市宮本町三丁目 217番地 21
(名鉄青山駅下車徒歩約8分)

☎(0569) 23-2716

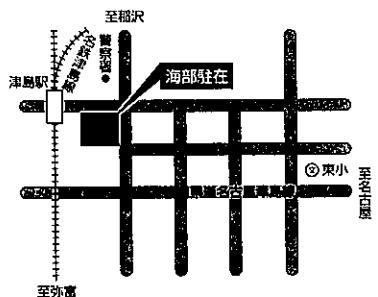


海部地区的住宅

名古屋尾張住宅管理事務所
海部駐在 (県海部総合庁舎5階)

〒496-8531 津島市西柳原町1-14
(名鉄津島駅下車徒歩約5分)

☎(0567) 24-7330

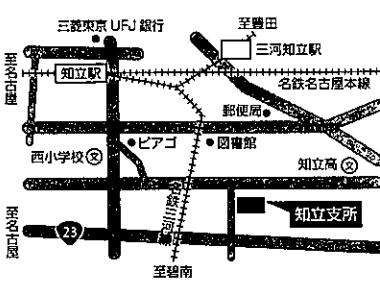


知立地区的住宅

三河住宅管理事務所
知立支所 (県知立建設事務所南館1階)

〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124
(名鉄知立駅下車徒歩約15分)

☎(0566) 84-5677

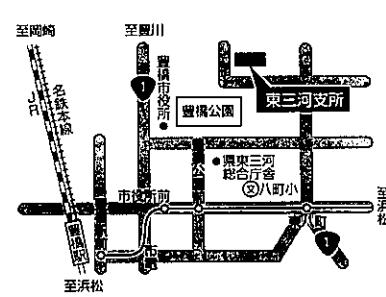


東三河地区的住宅

三河住宅管理事務所
東三河支所 (県東三河建設事務所1階)

〒440-0801 豊橋市今橋町6
(市電東八町駅下車徒歩約7分)

☎(0532) 53-5616



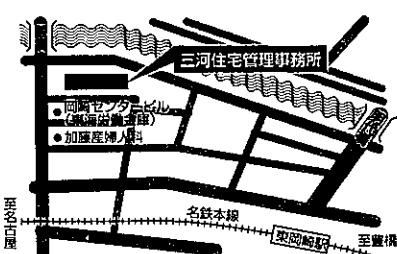
※配布のみしております。

三河住宅管理事務所

(県西三河総合庁舎5階)

〒444-8551 岡崎市明大寺本町一丁目4
(名鉄東岡崎駅下車徒歩約5分)

☎(0564) 23-1863



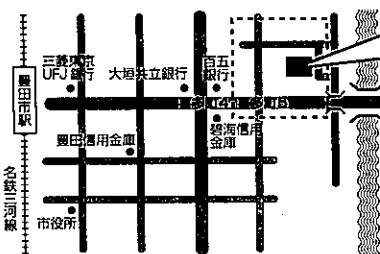
※配布のみしております。

三河住宅管理事務所

豊田加茂支所 (豊田公証役場横
'豊田公営住宅センター'内)

〒471-0027 豊田市喜多町六丁目3-4
(名鉄豊田市駅下車徒歩約10分)

☎(0565) 34-2001



※来客用の駐車場はありません

受付及び案内書配布時間

午前8時45分～午後5時30分

土曜日・日曜日・祝日・年末年始は受付及び配布はしていません。